福　祉

地域福祉計画策定に向けたパネルディスカッションと映画会を開催

　市は、今年度、住み慣れた地域での福祉サービスの提供や、皆さんが進んで参加できる地域活動の推進を目的とした「安城市地域福祉計画」を策定します。

　この計画は、高齢者、障害者、子どもなど、いわゆる社会的弱者だけを対象とした計画ではなく、健常者を含めたすべての市民が主体となって、互いに助け合う「福祉のまちづくり」を進めるためのものです。

　この計画策定に向けて、地域での活動の方向性や事例を知っていただくため、パネルディスカッションと映画会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

とき▼6月12日㈯午後1時15分
ところ▼文化センターマツバホール
上映映画▼「さまちゃれ～泣かないでマンドリン～」

さまちゃれ
Summer Challenge
泣かないで、マンドリン

　肥満であることを理由に、いじめにあっていた中２の少女。夏休みに参加した「サマーチャレンジ・ボランティア」（さまちゃれ）を機に、老人ホームで得意のマンドリンを披露するなどしてお年寄りと交流を深め、やがて一人の人間として成長していく姿が描かれています。

　長野市であった実話をもとに、多くの長野市民の協力でこの映画は完成しました。

問い合わせ▼障害援護課

環　境

住宅用太陽光発電システム報奨金制度　7月1日から今年度の受け付けを開始

　住宅用太陽光発電システムを設置して、余剰電力の売電契約をしている皆さんへの報奨金制度の今年度分の受け付けを7月1日㈭から始めます。なお、報奨金については、㈿安城サルビアスタンプ会の発行する商品券で差し上げます。該当する人は、次のとおり申請してください。

住宅用太陽光発電システム報奨金制度とは？

　自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電システムを設置し、余剰電力を電力会社に提供できる（売電契約をしている）市民を対象に、3年間にわたり報奨金を支給するもので、次の①～③の要件をすべて満たす人が対象となります。

①市内在住で、実際に住んでいる住宅に住宅用太陽光発電システムを設置している市民であること
②平成17年3月31日までに同契約を締結していること
※平成17年4月1日以降契約する人は対象になりませんのでご注意ください
③市税の滞納がないこと

●今年度申請できる人　平成16年3月31日以前に対象の要件を満たした人
※平成16年4月1日以降に要件を満たした人は、来年度以降の受け付けとなります

●年間の報奨金額　太陽光発電システムの最大出力値（kW）×８０００円　※実際の売電実績数値ではなく、出力可能な定格数値（千円未満切り捨て）

●報奨金の交付対象期間　太陽光発電システムを新たに設置し、売電契約をした日の翌年度から3年間
※ただし、平成13年度以前から該当の要件を満たす人は、一律平成14年度から16年度までの3年間。

●申請方法　**7月1日㈭から原則として8月31日㈫までに、**①報奨金交付申請書（環境課にあります）②電力会社との売電契約書の写し③太陽光発電システムの設置が確認できる写真（太陽電池の写真など）④電力会社発行の売電実績を示すものの写し（申請月直近の検針結果のお知らせ）⑤市税に滞納がないことを明らかにするもの（交付申請書内で市税の賦課徴収資料の閲覧承諾がある場合を除く）を持って環境課へ
※②、③については、変更がない限り、初回申請時のみ。なお、申請は、年度ごとに必要です。

問い合わせ▼環境課

Good Manner Campaign　安城からグッドマナーを全国に！

㉑ ヒートアイランドを緑化で救え

　都市部の気温が郊外に比べ高くなり、等温線を引くと島のようになるヒートアイランド現象が社会問題となり、東京都や大阪府ではビルの屋上緑化を推進するなどその対策に苦慮しています。主な原因としては、地表がアスファルトやコンクリートで覆われ、そこに日中の太陽熱が蓄積されたり、自動車の排気ガスやエアコンの過度な使用が外気温を上昇させたりすることが挙げられます。また、緑の減少により、葉の蒸散作用による冷却効果が少なくなったことも大きな原因となっています。

　日中の最高気温が30度を超える「真夏日」や、明け方の最低気温が25度以下にならない「熱帯夜」が増えているのもこのためだと言われていますが、このことからは、ヒートアイランドが決して大都会だけの現象ではなくなってきていることがわかります。わたしたちの街においても耐えられないほど暑い「真夏日」や、寝苦しい「熱帯夜」が増えてきていると感じませんか。今の内に対策を講じておかなければ手遅れになりかねません。緑を破壊するような開発行為に歯止めをかけたり、公共施設建設よりも緑化に費用を投じたりするべき時代となってきたのかもしれません。

　しかし、もっと身近に私たちにできる対策として、緑を増やす方法があります。庭のある家にお住まいの人は、庭いっぱいに緑を植えてみませんか。子どもや孫の成長に合わせて楽しみながら緑を増やし、育ててみましょう。マンションなど集合住宅ではプランターなどで花を育てることもできます。お世話をすることは手間のかかることですが、緑は心の安らぎをもたらしてくれます。公園を愛護しているボランティア団体も数多くありますので参加することも、市民農園の活動なども緑を守る方策のひとつです。安城市民全員の力で緑化による快適な四季の気温を取り戻しませんか。

下水道

公共下水道の事業計画の変更案を縦覧します

　市下水道の矢作川処理区における整備予定区域の一部追加などの変更に伴う安城公共下水道の事業計画変更案を縦覧します。

　今回、下水道の整備予定区域に追加する区域は、池浦町、新田町、桜町、横山町、安城町、箕輪町及び古井町の各一部です（図参照）。

　変更案に意見のある人は、縦覧期間中に市に対して意見書を提出できます。

とき▼6月7日㈪～6月21日㈪午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日を除く）
ところ▼下水道建設課（西庁舎2階）

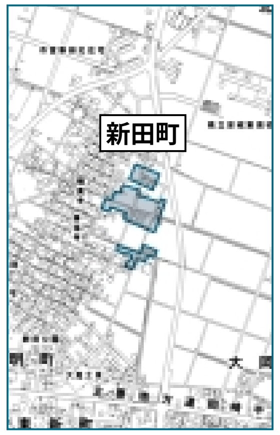

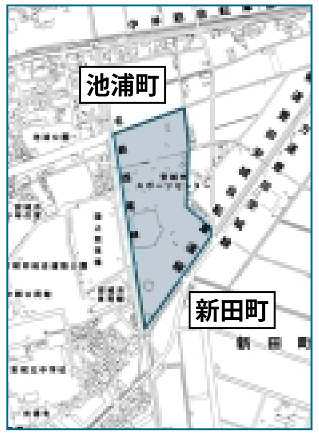

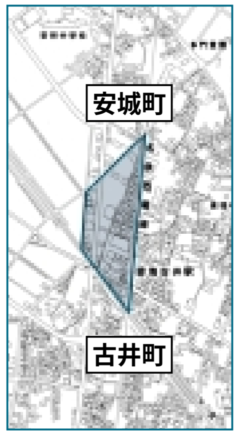

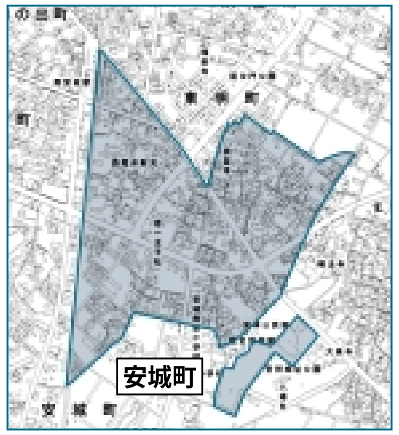

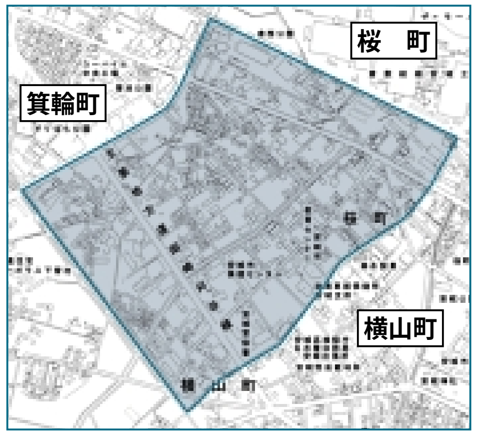

問い合わせ▼下水道建設課